



意見書・決議（議員提出議案第19号～25号・委員会提出議案第2号）

議員提出議案第22号・過労死防止基本法の制定を求める意見書

過労死が社会問題となり、「karoshi」が国際語となってから四半世紀がとうとうとしています。過労死撲滅の必要性が叫ばれて久しいですが、過労死が労災であると認定される数は、ここ数年増え続けており、過労自殺も減少する気配はありません。突然大切な肉親を失った遺族の経済的困難や精神的悲劇は堪舌に尽くがたいものがあり、また、真面目で誠実な働き盛りの労働者が過労死、過労自殺で命を落としていくことは、我が国にとって多大な損失と書わなければならない。

労働基準法は、原則として、労働者に週40時間、1日8時間を超えて労働させてはならないと定め、労働者に過剰な長時間労働を強いるのを禁止し、労働者の生命と健康を保護することを目指していますが、当該規制は十分に機能していません。

昨今の雇用情勢の中、労働者はいくら労働条件が悪くても、使用者にその改善を申し出るのは容易ではありません。また、個別の企業が、労働条件を改善したいと考えても、厳しい企業間競争とグローバル経済の中、自社だけを改善するのは難しい面があります。

このように、個人や家族、個別企業の努力だけでは限界がある以上、国が法律を定め、総合的な対策を積極的に進めていく必要があります。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、以下の内容の過労死防止基本法を1日も早く制定するよう強く提請します。

- 1 過労死はあってはならないことを、国が宣言すること。
- 2 過労死をなくすための、国、自治体及び事業主の責務を明確にすること。
- 3 国は、過労死に関する調査及び研究を行うとともに、総合的な対策を行うこと。以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

議案番号	件名	議決月日	議決結果
第22号	過労死防止基本法の制定を求める意見書	10月8日	可決

議員提出議案第22号・過労死防止基本法の制定を求める意見書

過労死が社会問題となり、「karoshi」が国際語となってから四半世紀がたとうとしています。過労死撲滅の必要性が叫ばれて久しいですが、過労死が労災であると認定される数は、ここ数年増え続けており、過労自殺も減少する気配はありません。突然大切な肉親を失った遺族の経済的困難や精神的悲哀は筆舌に尽くしがたいものがあり、また、真面目で誠実な働き盛りの労働者が過労死、過労自殺で命を落としていくことは、我が国にとっても大きな損失と言わなければなりません。

労働基準法は、原則として、労働者に週40時間、1日8時間を超えて労働させてはならないと定め、労働者に過重な長時間労働を強いるのを禁止し、労働者の生命と健康を保護することを目指していますが、当該規制は十分に機能していません。

昨今の雇用情勢の中、労働者はいくら労働条件が厳しくても、使用者にその改善を申し出るのは容易ではありません。また、個別の企業が、労働条件を改善したいと考えても、厳しい企業間競争とグローバル経済の中、自社だけを改善するのは難しい面があります。

このように、個人や家族、個別企業の努力だけでは限界がある以上、国が法律を定め、総合的な対策を積極的に行っていく必要があります。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、以下の内容の過労死防止基本法を1日も早く制定するよう強く要請します。

- 1 過労死はあってはならないことを、国が宣言すること。
- 2 過労死をなくすための、国、自治体及び事業主の責務を明確にすること。
- 3 国は、過労死に関する調査及び研究を行うとともに、総合的な対策を行うこと。以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。